

南チロルにおけるドイツ語系住民の 集団的アイデンティティに関する一考察

山川和彦・鈴木珠美¹⁾

1. はじめに

イタリア最北部に位置するトレント・南チロル自治州²⁾は、1919年サン・ジェルマン条約によりオーストリアからイタリアへ割譲された地域である。その州域でも北側の南チロル（ボーツェン県、イタリア語名ボルツァーノ）は、ドイツ語を使用する集団（以下、ドイツ語集団）が多数を占める地域である。1910年の人口調査によれば、ドイツ語集団が221,142人（94.2%）、もともと南チロルの地域に居住していたイタリア語を使用する人々は約6,950人、ラディン語集団は約9,350人であった³⁾。それが、割譲後、ファシスト政権下の諸政策⁴⁾の結果、イタリア語を使用する集団が増加し、戦後初めて行われた人口調査（1961年）時には、イタリア語集団が128,271人（34.3%）となった。2001年の国勢調査によれば、ドイツ語集団296,462人（69.2%）、イタリア語集団113,494人（26.5%）、ラディン語集団18,736人（4.4%）となっている⁵⁾。

言語集団人口の変化の裏には、言語集団、とりわけドイツ語集団のさまざまな闘争の歴史があることは容易に察せられよう。先年のドイツ語集団からみると、それは領域的自治権の獲得の歴史であった。一方、南チロルのような一地域においてもヨーロッパの枠組み、すなわちEUの諸政策が影響を及ぼ

南チロルにおけるドイツ語系住民の集団的アイデンティティに関する一考察
(山川和彦・鈴木珠美)

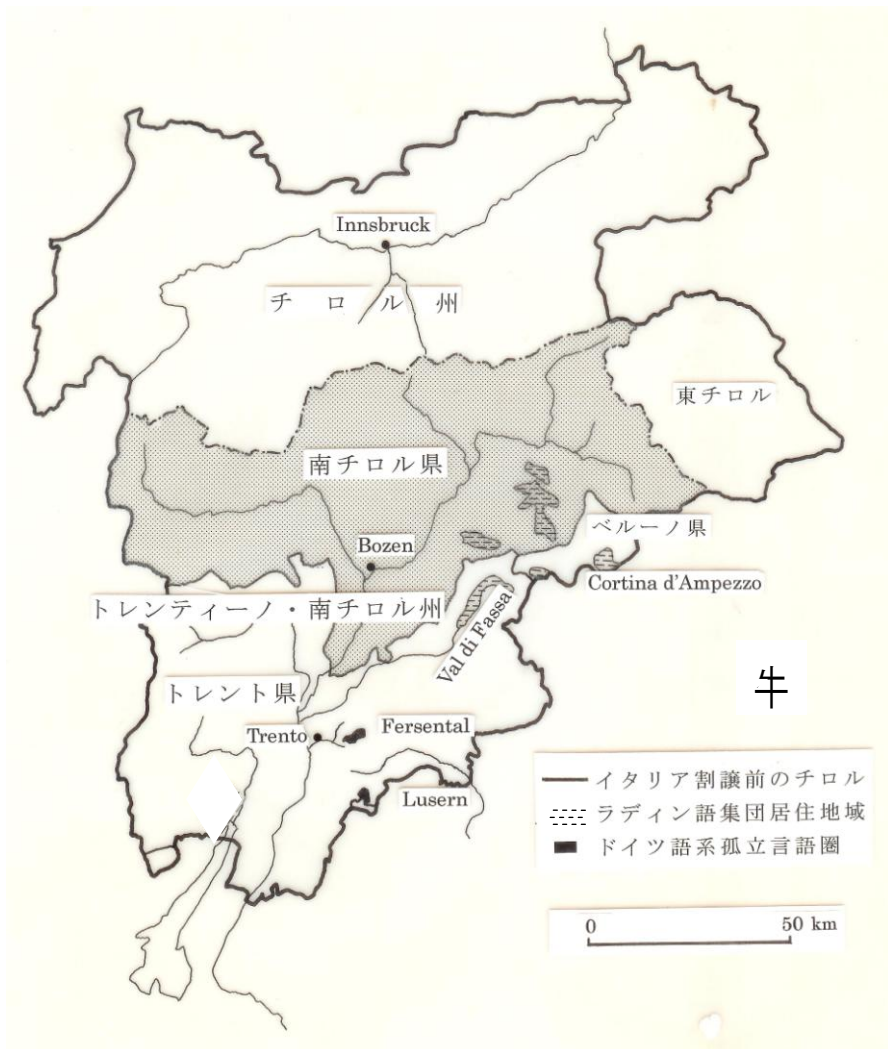


図 南チロル概念図 (著者:山川作成)

す。他国同様に、90年代になると国境を越えた地域振興が模索され始め、オイローパレギオン・チロル・南チロル・トレント（Europaregion Tirol-Südtirol-Trentino）が発足した。そして、これも他の西ヨーロッパ諸国同様に、外国人の増加が認められる。このようなヨーロッパ地域全体の諸現象とシンクロする動きが見受けられる一方で、依然として強い地域主義、言語集団としての民族主義があることも事実である。

そこで本論は、地域の求心的なシンボルとなっている二つの事象、地名論争（Toponomastik）と射撃連盟（Schützenbund）を取り上げて、変容するヨーロッパ社会のコンテクストの中で、南チロルに見られるアイデンティティが、近年、どのように変容しつつあるのか改めて検討することを目的とする。先行研究の多くが南チロルの地域事象に重点を置いた分析をしているのに対し、本研究は、国境周辺地域の変容を視野に入れた研究を目指している。

論文の構成であるが、続く第2章にて南チロルが直面している今日的な状況を概説し、問題の所在を確認する。第3章において地名問題、特に2009年から2010年にかけて論議を呼んでいる登山道などに建てられている道標への地名表記問題を検討する。そして第4章においては、ドイツ語集団の射撃連盟のアイデンティティを検討する。分担は、第1章～第3章を山川、第4章を鈴木が担当した。第5章の結論部は、両者の共同執筆である。

2. 南チロルが直面する今日的課題

上述したように南チロルは、自治を巡る政治的連続性とヨーロッパの統一化のさなかにおかれている。本章では冒頭に自治法⁶⁾経緯を簡潔に整理したうえで、南チロルを取り巻く地域事情を概観し、問題の所在を提示したい。

第二次大戦後、イタリアとオーストリアで結ばれたパリ協定は、南チロルに生活するドイツ語集団の権利と自治を保障した。これに対しイタリアは、南チロルと隣接するトレント県を包括する州を作り、その州に対して自治を与える形を作った。確かにドイツ語集団が多数を占める南チロルにおいても自治は適用されるが、上位組織として州があることから、1957年に開かれた

集会には3万5千人のドイツ語集団が結集し「トレントからの分離(Los von Trient)」が叫ばれた。ドイツ語集団の保護供与国であるオーストリアは、南チロルのドイツ語集団の権利が確保されていないことを、1960年の国連総会で報告した。1961年には、南チロル活動家が送電用鉄塔を倒した「炎の夜(Feuernacht)」事件が勃発し、この問題の深刻さを突き付けた。その後、自治法改定の作業が進み、1969年に「一括法案(Paket)」が可決、1972年には第二次自治法が施行されることとなる。以後、自治法に定められた条項の施行規則を拡充することによりドイツ語集団の権利が保障されることになる。そして、イタリアはパリ協定の履行を1992年6月11日に終えたことをオーストリアおよび国連に報告している。

2000年10月25日、イタリアが地方の権限を拡大する憲法法律を改定したことにより、自治法も変更され、県の権限が重要視されることとなった。また、ヨーロッパレベルで認められた言語少数集団に関する憲章を受け、歴史的少数集団が承認されることとなった⁷⁾。

南チロル県知事ドゥルンヴァルダー(Luis Durnwalder)は、2008年12月16日に南チロル県議会で行った施政方針演説で、南チロルの歴史的経緯を、1972年まではイタリアにおけるドイツ語・ラディン語集団の存続を確固たるものとする時期、そして1992年までを自治権の完成期とした。

自治権の確立において、パリ協定の締結国であるオーストリアの後ろ盾が重要であったが、保護機能(Schutzfunktion)は92年以後も明確化する傾向にある。2006年1月24日には、後述する射撃連盟による南チロル保護キャンペーンの一環として、オーストリア国民議会に、南チロルの保護規定を憲法に書き入れる請願がなされている⁸⁾。ドイツ語集団の求心的な動きは、政党レベルの次の事例にも見ることができる。南チロル人民党(SVP: Südtiroler Volkspartei)は、ドイツ語およびラディン語集団のための「少数集団」政党であり、イタリア語集団は黨員となることができない旨の党綱領の確認を行っている⁹⁾。また、南チロル自由党(Südtiroler Freiheit)は、2007年7月「南チロルはイタリアではない(Südtirol ist nicht Italien)」という看板を800枚

作成し、掲示を行った。これは南チロル・マーケティング社 (Südtirol Marketing Gesellschaft) が、南チロルがイタリアであることを強調するプロモーションを行ったことに対して反発した行為である。

ドイツ語集団の権利要求、保護請願の前提には、国家的には少数集団であっても、先住集団の権利が保障されるという論理を、ドイツ語集団は法的に確立してきた自信がうかがえる。このロジックは、ドイツ語集団と同様に先住集団であるラディン語集団に関係する次の事例にも見ることができる。ラディン語集団は、南チロルのグレートナー谷 (Grödnertal、ラディン語 *Gherdëina*) とガルダー谷 (*Gadertal*、*Badià*)、トレント県のファッサ谷 (*Fassatal*、*Fascia*)、ベルーノ県のブーヘンシュタイン (*Buchenstein*、*Fodom*)、コルチナ・ダムペッツォ (*Cortina d'Ampezzo*、*Anpezo/Ampëz*) に集住している。南チロルとトレント県は自治法により民族集団の保護が規定されているが、ベルーノ県にはそれがない。そこで、2007年10月28日、ベルーノ県の3町村が南チロルに編入することを求める住民投票を行い、平均で80%以上の賛成票を得た¹⁰⁾。南チロルの県知事も受け入れに賛成を示しているが、それは、もともと400年以上にわたりチロルに帰属していた地域の歴史性を尊重してのことである。

ところで、ファシスト政権下の諸政策により、移住してきたイタリア人はともかくとして、その二世以後のイタリア語集団の中には、イタリアであるにもかかわらずドイツ語集団が多数派を占める地域に対する不満感を持つものも少なくはない。いわばイタリア語集団のナショナリズムの表れとして戦勝記念広場事例をあげることができる。南チロルの県都ボーツェンの新市街地に、第一次大戦におけるイタリアの勝利を記念する戦勝記念門があり、その前に展開する広場が「戦勝記念広場 (*Siegesplatz/Piazza della Vittoria*)」である。2001年11月15日ボーツェン市議会はファシストを連想する広場名を「平和広場 (*Friedensplatz/Piazza di pace*)」に改めることを決定し、12月には標識の取り換えがなされた。これに対して、ポストファシズム政党である国民連合 (*Alleanza Nazionale*)¹¹⁾ が中心となって、戦勝広場に再度改めることを

南チロールにおけるドイツ語系住民の集団的アイデンティティに関する一考察
(山川和彦・鈴木珠美)

求める住民投票へ持ち込んだ。2002年10月7日に行われた住民投票の結果、61.94%の支持を得て、名称をかつての「戦勝広場」に戻すこととなった。ポーツェンはイタリア語集団人口が73%と多数派を占めていることから、政党というよりは言語集団の支持により、この住民投票が可決したと考えられている。

上述のように言語集団を基軸とした諸問題が今日なお発生しているわけだが、1995年、オーストリアがEUに加盟すると、国境を越えた地域振興の動きが強まる。南チロールは、オーストリア・チロール州、フォアアルルベルク州、イタリア・トレント県とともに、すでに1991年に会合を持ち、その後はフォアアルルベルク州を除く三地方自治体で地域的な協力関係を計画し、2001年1月26日アルプス宣言に至り、オイローパレギオン・チロール・南チロール・トレントが形成された。そもそもこの3自治体は歴史的、自然環境的に共通性が多く、雇用、環境保護、教育などの分野で共同作業が可能となった。

ここにあげた3地方自治体は、1809年に起きたチロール解放闘争の200周年行事(Gedenkjahr)を共同して行った。中でも2009年9月20日にインスブルックで行われたパレードは、3万人の参加者と7万人の見物人が集まり盛大に行われている。この催しにはヴェルシュ・チロール(Welschtirol)¹²⁾の団体も招待され、まさにチロールの団結性を示したものである。かつては「トレントからの分離」を叫んだが、「ローマからの分離(Los von Rom)」と書かれた横断幕を持ってパレードする集団もあった。

最後に言及しなければならないのは、外国人人口の増加に関する話題である。南チロールの外国人人口は、1990年には約5000人であったのが、2009年末には39,156人となり、この20年間で8倍に増加したことになる。県平均の外国人比率は7.3%で、EU平均の6.2%を上回っている。外国人比率は都市部で高く、農村部では低い。もともとアルプスの山麓に位置し、農業人口の多い地域であったことから、特に非ヨーロッパ諸国からの外国人にはあまり縁のない地域であった。出身国別にみるとアルバニア(13.1%)、ドイツ(11.6%)、モロッコ(8.1%)、パキスタン(6.5%)、マケドニア(5.6%)となっている。

1997年に南チロル統計局が行った社会調査¹³⁾によれば、南チロルの社会問題の一つとして外国人の増加があげられている。外国人問題が、雇用、治安悪化などと関連した社会不安を引き起こすのが一般的であるとすれば、南チロルにおける外国人問題は別の次元の問題を内包している。ドイツやオーストリアからの外国人は、当然のことながらドイツ語を使用する能力があるわけだが、イタリアから流入する外国人は多くの場合、イタリア語能力しかない。外国人の子供が学校を選択する場合、片言のイタリア語ができることなどから、移民の三分の二はイタリア語学校に就学している¹⁴⁾。また、就学に当たり県の複数の公用語を習得するために語学学校へ通うことの必要性が提言された。2009/10年の基礎学校における外国人児童の割合は、7.8%で、イタリア語学校では18.8%、ドイツ語学校では4.9%、ラディン語学校では2.7%であった。なお、南チロルはカトリックが多数派を占める地域で、学校において宗教の授業もあるが、外国人の中には宗教を受講しない児童が、4%強い¹⁵⁾。

以上、示してきたことには、大きく3つの要素、変数が存在しているといえる。まず、言語集団性、これは別の言語集団を意識した時にアイデンティティの表明媒体となる。そしてハプスブルクからオーストリアへの歴史性、越境を可能としたEUがそれである。

このような中で、次にあげる地名問題は、自治法の未解決問題と認識されると同時に、地名が言語的な象徴とされること、特に標識に記載されることで言語が可視化され、そのシンボル性が増すことで、事あるごとに議論されてきた問題である。

3. 地名問題

はじめに南チロルの地名の経緯について言及しておく。すでに述べてきたように南チロルは、元来、ドイツ語集団およびラディン語集団の先住地域であることから、ほとんどの地名がドイツ語形またはラディン語形で、イタリア語の地名はごくわずかである。19世紀末にトレント出身の上院議員で地理

学者のトロメイ (Ettore Tolomei) が、歴史的に継承された地名を、翻訳やイタリア語音への置換により、イタリア語形を新造し、『アルト・アーディジェ地名台帳 (Prontuario dei nomi locali dell'Alto-Adige)』(1916年、以下、地名台帳) を作成した。その地名の数は8000である¹⁶⁾。地名台帳は1923年の「国王通達 (regio decreto) 第800号」および1940年7月10日の「大臣通達 (decreto ministeriale) 第147号」により公的に承認され、現在に至るまで効力を有している。日常生活では、ドイツ語地名も普通に使用されているが、ファシスト時代に作られた、いわば人工的な地名だけが法的に認められている状況が、ドイツ語集団を触発することになる。

地名表記に関してはパリ協定において、ドイツ語とイタリア語の同等化に関する規定の中で、「bilingual topographic naming」と定めている(第1条b)。また、この規定を受けて自治法における県の権能を規定した項目で、南チロル県では二言語による地名命名 (Ortsnamegebung) が義務つけられている(第8条2)。さらに101条では、県の法律が、ドイツ語地名を定める場合、ドイツ語集団に対してはドイツ語地名を使用しなければならないとしている。続いて102条はラディン語集団の地名と伝統を保持する権利を保障している¹⁷⁾。

地名問題は、その法的な規定および書記法をめぐる理念の議論はもちろんだが、野外に設置されている標識、道標等の記載において、より具体的な問題となる。1997年にはボーツェンの南に位置するドイツ語集団が多数を占めるトラミーン (Tramin) 村において、村長らが標識から「道路」を表すイタリア語 *via* を削除した。これに対し、当時のイタリア語集団系政党イタリア社会運動 (MSI : Moviment Sociale Italiano) に所属する議員が、村長を提訴する事件が起きた。ドイツ語集団からすれば、法的に一向に解決しない問題に対する挑戦的な行動であると見なすことができる。

ドイツ語集団からは、地名はその土地に歴史的に生活してきた集団の文化であり、他の言語に翻訳できないとする考え方、換言すれば地名文化財主義的な主張が強くなされてきた¹⁸⁾。ドイツ語集団がドイツ語による一言語表記に固執するのは、同じイタリアの少数集団居住地域であるアオスタ州では、

フランス語形の地名が使用されていることと比較したときに、南チロルのおかれている状況が特殊であるからである。一方で、日常の生活の多くの部分では、複数言語による地名表記が用いられている。筆者の経験値から言えば、交通機関、道路標識、公的な文書において、市町村、字名、市内の主要施設を示す表記は、イタリア語以外にドイツ語、ラディン語表記が認められる。したがって、地名論争は現実的な不便さを解消するたぐいのものではなく、言語集団の権利回復闘争であり、アイデンティティの表出と言える。地名が表記されることで、民族的シンボルである言語が可視化され、アイデンティティを覚醒するのである。

ここまで、ドイツ語地名に関する事情を述べてきたが、もうひとつの先住集団であるラディン語集団の場合は、事情が幾分複雑である。ラディン語集団は少数集団であったことから、南チロルにおいて行政で使用する言語としてラディン語を認めたのは1989年で、それまではドイツ語またはイタリア語の地名が一般的に使用されてきた。ラディン語の地名使用が簡単ではないのは、ラディン語は、谷によって変種があるため、どの語形をラディン語地名とするか容易に決定できないことがあり、加えて、旅行者になじみの薄いラディン語地名を観光産業にどのように広めていくかという経済的な問題もある¹⁹⁾。さて、地名闘争は、先に取り上げたトラミーネ事例のように直接的行動に至る場合もあるが、ドイツ語集団とイタリア語集団の妥協点を探る政治的な駆け引きとなっている。このような対立構図が見られる一方で、近年双方の歩み寄りとも思われる現象も見られる。

ボーツェン市は、イタリア語集団が多いことに加えて、この地をイタリアが支配する象徴性を持つことから、イタリアに由来のある人物や都市が道路名につけられている。例えばイレデンティストでオーストリアに拘束されたバティスティ・チェザーレ (Battisti Cesare)、イタリア軍が占領したエチオピアの山、アムバ・アラギ (Amba Alagi) を用いた道路名はあっても、隣接するオーストリア・チロル州の州都インスブルックを冠にした道路はなかった。このような状況に対し、2005年11月に市長に当選したスパニョーリ (Luigi

Spagnolli)は、道路名にドイツ語由来の名称を採用することを示唆し²⁰⁾、2008年3月にようやく「インスブルック通り」が命名された。ドイツ語集団にちなんだ名称の導入は、市の歴史性を考え、ドイツ語集団とイタリア語集団の共生する社会を促進するためであると市長は説明している。

次に、道標闘争(Schilderstreit)を取り上げよう。2009年から、アルプスのハイキング・登山者のための道標に表記する言語をめぐる論争が続いている。同年8月南チロール観光協会連盟(Landesverband der Tourismusverein Südtirol)は、道標の多くが一言語で書かれていることが、イタリア人旅行者にとって好意的ではないとの見解を表明し、イタリア語表記に関しては、イタリア・アルプス・クラブ(CAI:Club Alpino Italiano)に助言を求めることを提案した²¹⁾。道標の多くはドイツ語集団系の南チロール・アルプス協会(AVS:Alpenverein Südtirol)が設置しているが、カラビニエリ(軍警察)のサンプル調査によればその77.3%がドイツ語単一表記である。2010年6月にイタリア語集団系政党「自由の人民」の県議会議員の申告により、中央政府のフィット(Raffaele Fitto)地方相がこの問題にかかわりを持ち始めた。

CAIはドイツ語集団だけではなく、南チロールの全言語集団に対する配慮と、二言語使用を定めた自治法遵守を求め、観光は南チロールにとって重要な産業であり、原則論ではなく、現実的な安全性を考えたときに二言語表記が必要であるとの立場をとっている。そしてCAIは、軍作製の地図に基づき出版されている「タバコ地図(Casa Editrice Tabacco)」を参考にして7000の二言語地名リストを用意した。しかし、トロメイの地名台帳に記載された地名数が8000であることを考えると、CAIの提案はトロメイの改名と同等でドイツ語集団にとっては受け入れがたいもので、ピクトグラムを用いるなどの新たな妥協が求められることになる²²⁾。2010年7月8日、県知事とフィット地方相はこの問題に対し会合を持ち、近日中の覚書を結ぶことで合意した。その合意点は、公的な財政支援を持って設置された道標は、二言語表記とすること、そして耕地名などの私有地名に対する名称、数世紀にわたって使用されている名称は翻訳する必要がないことである²³⁾。翌9日のドロミテ紙はドイツ語

単一表記の道標が36,000あり、そのうち数百の道標は年内に二言語表記されると報道している。その後も、単一言語の道標を二言語化する具体的な期間や費用分担などに関して、県と国・地方相の相違点が報道されたが、2010年9月22日に県知事と地方相は正式に覚書に署名した。その内容は、第一に、市町村名は2ないし3言語表記、歴史的に使用されている耕地名などは翻訳せず、普通名詞部分のみ翻訳する。第二に、意義を申し立てられている1500の道標に関しては、15日以内に4人からなる委員会を結成し、精査の上、国及び県に解決案を提示する。第三に道標が、補完または取り換えられる場合、適切な期間が確保されるが、遅くとも2013年までには完了する。取り換えの場合の費用は、県が責任を持つ。AVSが未設置の道標を設置する場合は、この取り決めに尊重する。なお、この覚書は地名に関して、県ないしは県議会の権能を妨げるものではないと県知事は表明している²⁴⁾。

この論争の最中にも、南チロル自由党は2010年7月30日に、現在法的に有効となっている1923年3月29日の通達800号を南チロル県に限り廃止する法案「ファシスト地名通達」(Landesgesetzentwurf Nr.70/10-XIV)を南チロル県議会に提出した。その直後8月4日には、南チロル人民党が、空間整備、統計局、史料担当者などから構成される委員会にて地名目録を作成することなどを提案する「県の地名目録作成および県地図審議会の創設」に関する法案(Nr.71/10-XIV)を提出した²⁵⁾。

この章で考察してきたことを、第2章の最後に示した要素、変数と関連させてまとめると次のようになる。地名論争は、自治権確立のプロセスの中で、残された課題として認識されていることから、地名の法令化の努力が行われている。これは地名の持つ歴史文化的な要素、すなわち先住権の法的な認証であり、この枠組みにおいてはドイツ語集団とラディン語集団は同一範疇にある。これは、結果としてトロメイによる地名台帳の法的無効にもつながる。その一方、現実的な生活における妥協点を探る動き、換言すれば言語集団間のコミュニケーションを確立する動きもみられた。

4. 南チロル射撃連盟

第3章では、自治獲得の経緯のなかで、ドイツ語集団の権利を徹底させるため繰り返し議論され、政治的問題となった地名問題に関して、ドイツ語集団の自治獲得過程と地名に関する法制度の整備の経緯を追いながら考察がなされた。

本章では、ドイツ語集団による自治の確立とは別の方向性を持つ政治的な権利主張の存在を明らかにする。すなわち、ドイツ語話者が多数派である南チロル地域をイタリア国家から分離させると解釈しうる、「ローマからの分離」²⁶⁾や「チロルの統一(Tiroler Einheit)」をはじめとする要求の存在である。本章では、このような要求を唱える代表的な団体で、ドイツ語集団の伝統や慣習維持を目的とする協会である、南チロル射撃連盟(Südtiroler Schützenbund、以下、SSB)をとりあげる。SSBは、第2章で触れた2009年の記念年に際して、「反ファシズム、チロルのために(Gegen Faschismus für Tirol!)」というスローガンのもと、ブルネック(Brunneck)で6000人を集めたデモ行進を行った。ここでいう「ファシズム」とは、SSBが戦間期イタリアのファシスト政権以来、南チロルのドイツ系を抑圧してきたとするイタリア側を指す²⁷⁾。SSBは南チロルではファシズムの支配が終わっていないという認識に立っているのである。一方、SSBは最新の規約²⁸⁾にて、「射撃者は自決(Selbstbestimmung)に賛同し、ヨーロッパの文脈における平和的なチロルの再統一に賛同するものである。射撃者は、ヨーロッパ連邦の州をなすチロルという理念を擁護する。」²⁹⁾としている。このように、SSBは、国民国家を越えヨーロッパ内での地域の連関を重視する一方で、イタリア国家を過去にドイツ語集団に抑圧を加えたものとして激しい批判を展開している協会である。

本章では、まずSSBの概略を述べる。次に、彼らが自らの主張の根拠としている南チロル地域の歴史的な経緯と、それに関する彼らの叙述に着目する。とくに、1950年代後半のSSBの設立の背景に焦点を当てる。史料としては、SSB設立40周年記念冊子(Südtiroler Schützenbund(1998)、以下40 Jahre)と同

50周年記念冊子(Südtiroler Schützenbund (2008) 以下 50 Jahre)、『ジークムントクローンの日 (Der Tag von Sigmundskron)』(SSB 編集、ルーン (Margareth Lun) 著) ならびに射撃者による回想録 (Schützenbezirk Brixen (2008)、以下 Schützenbezirk Brixen) を使用する。とくに、これら冊子に記された歴史上の事件に関する叙述をとおして、SSB が設立前後の政治状況と当時のドイツ語集団による政治的な要求を、現在の視点からどのように評価しているかについて検討する。

4. 1. 南チロル射撃連盟

南チロル射撃連盟は、1958年にボーツェンで設立された協会である。2010年の統計によると、会員の総数は5,128人である。内訳は、成年男性である射撃者4,033人、女性で射撃者の補助的役割を担う従軍商人(Marketenderin)672人、そして青少年部を構成する16歳以下の射撃者と従軍商人423人となっている³⁰⁾。そして南チロル地域の7つの射撃協会の上部団体としてSSBを置く組織形態を構成している³¹⁾。

活動目的には、信仰の堅持、人間の尊厳といった事項とならび、「故郷、チロルの生活一特質の保護、チロルの統一、模範的な法の執行とチロルの本質を維持する南チロル人の義務、そして出身地である故郷においてドイツのそしてラディンの民族集団の存在保証、チロルの射撃者の慣習、故郷の伝統衣装と故郷の景観と自然の維持」³²⁾と述べられている。

さらに、同規約前文では「南チロル射撃連盟とは何か」と題して、SSBによる自己定義がなされている。そこでは、「南チロル射撃連盟とは、チロルの歴史的地域および人々の往来の中ではぐくまれた伝統を積極的に推し進め、チロル人の故郷とアイデンティティを、内なる敵ならびに外敵による脅威から護ること、そしてこのようなチロルのアイデンティティを現代に適合させ、若い世代に伝えていくことを使命とする協会である。」³³⁾と記されている。

SSBの活動内容には、文化的な催しのほかに、政治的な要求を掲げてのデモ行進が挙げられる。最近の例としては、1809年のパイエルン・フランスの

侵攻に対抗してチロールを防衛した記念年(Gedenkjahr)と称し、2009年に南チロールとオーストリア側のチロールにおいて様々な行事が催された³⁴⁾。

連盟で主に使用されている言語にも留意したい。南チロールでは、2ないし3言語で書かれることが一般的であるが、SSBの機関誌や刊行物はほぼドイツ語のみで著されている。SSBウェブサイトもドイツ語表示である。ラディン語地域の射撃団体の活動報告はあるが、イタリア語話者の会員や協会報告は見当たらない。したがって、同連盟には事実上ドイツ語話者とラディン語話者しか参加していないと考えられる³⁵⁾。2010年規約前文では会員資格について、「会員は、もっぱらチロールの市町村で設立された、チロールの伝統衣装を着用し、連盟の原則を無条件で公然と支持し、本規約にある決定事項をすべて忠実に履行すると誓う射撃中隊ないし射撃楽隊に採用されるものとする。」³⁶⁾と述べられている。したがって、たとえば戦間期以降に南チロールに居住するようになったイタリア語集団出自の者がSSBに加盟することは想定されていない。

以上から、SSBは南チロール地域のドイツ語話者集団の政治的要求を把握する代表的な例である。とりわけ規約にあるように、チロールの伝統を重視していることから、ドイツ語集団としてのアイデンティティの形成と、地域の歴史的経緯との関連の分析を可能にする例といえる。

4. 2. SSBによる地域史叙述

SSBは、前述の通り現在より50余年前の1958年に設立された。一方SSBは射撃をチロール全域にわたる伝統ととらえている。したがって彼らによる歴史叙述は中世までさかのぼって語られ、ハプスブルク帝国のチロール領邦以来の連続性を前提に叙述される。しかしながら後述のように「南チロール」という地域的な枠組みはサン・ジェルマン条約による国境変更で南チロールが分離したがゆえに、一体であるべきチロールが分割されたという認識のもとに形成されたため、南チロール地域に存在する射撃団体に関する記述は第一次世界大戦後に限られるはずである。このような経緯があるにもかかわらず、第一次

世界大戦までの地域史を、オーストリア側のチロルとの領域的な一体性を前提として、中世から描写する点にSSBの歴史認識の特徴がある。

SSBの歴史叙述は、射撃に必要な武器の携帯を皇帝から認められた、1511年のラント小書(Landlibell)を中世から近世に至る時期の重要事項とする。同小書では、「地域防衛のために農民が武器を携帯しても良い」³⁷⁾との許可が、当時の皇帝から与えられたとされる。農民が武器を携帯する自由がなかった領邦に比べ、特例としてチロルは農民の地位が高かった³⁸⁾。このようなチロルの農民武装と地域防衛はその後の世紀も保たれる。これら二つが機能した例であり、そのためオーストリア・チロルと南チロルの射撃者の双方から英雄とされるのは、アンドレーアス・ホーファー(Andreas Hofer)である。彼は、南チロルのメラン(Meran)近郊パッサイアー谷(Passeiertal)出身で、1809年にフランスとバイエルンの連合軍の侵攻に対して、数度の攻防戦をチロルの防衛のために射撃隊を率いて戦った。この1809年の闘いは、SSBにおいては「解放闘争(Freiheitskampf)」³⁹⁾と称される。

一方、2010年規約には、「これまでの射撃者の役割」として「…軍事上の敵—チロル領邦の独立と特別な自由を侵すような敵—に対して、武装して防衛すること」⁴⁰⁾の記述がある。前項で触れた2010年規約の自己定義には「チロル・フォルク(Tiroler Volk)の故郷(Heimat)とアイデンティティを、内なる敵ならびに外敵による脅威から護ること」とあり、特例として武器を携帯し自らの住む土地の防衛を担ってきたとの認識が、ホーファーを重視する歴史叙述の前提をなしていると考えられる⁴¹⁾。

それでは、SSBは自らの設立の経緯についてはどのように記しているのだろうか。1958年3月2日、SSBは南チロルの射撃中隊の上部組織として設立された。ボーツェンの南チロル文化研究所での設立集会には、およそ200人が参加した⁴²⁾。SSBは、「1959年の1809年150周年記念を期して」設立されたとされる⁴³⁾。しかし、設立の目的が単なる地域の伝統文化の維持にとどまらなかったことは、設立当初を描写する40周年記念冊子の文言から読み取れる。そこでは、「戦争が終わって13年を経て、文化的自覚を示す行動を始め

る機が熟した。そして戦略的に計画された民族性 (Volkstum) の没落、これを押しとどめる諸勢力を強化する機運も熟した。」として、ドイツ語集団の弱体化に対する懸念が示されていた⁴⁴⁾。なお、SSB による南チロール射撃の歴史では、同地域のイタリアへの併合後は、ドイツ文化禁止の一環として射撃団体も活動を禁じられ、1961 年から 60 年代末までも再度活動を禁止されたとされている⁴⁵⁾。

SSB がその名称に冠している「南チロール」という地域概念の歴史的経緯についても述べておきたい。第一次世界大戦後当時のドイツ系オーストリア政府とチロール州は、南チロールの分離を避けるため、外交交渉などを通して努力した⁴⁶⁾。これらが失敗に終わり、南チロール地域がイタリア領となったことに対し、ドイツ語集団は、ブレンナー峠から南の地域がドイツ語話者の存在にもかかわらずイタリア国家に編入されたと受け止めた。1918 年から 19 年にかけては、「ドイツ系の南チロール」という地域概念が形成されていた一方で、現在よりも南の地域を南チロールとする認識も存在するなど、南チロールという地名が示す領域にかんして統一した認識がなかった。だが、第一次世界大戦後オーストリアとイタリアの国境設定以来、分割された地域としてドイツ語集団にとっては明確な意味を帯びるようになった。さらに言えば、イタリア領となって以降、「南チロール」という呼称は、オーストリア側のチロールを想起させるという理由で禁止されていた。「南チロール」という地名概念に対する禁止が解けるのは、1972 年の第二次自治法以降である。ただし、「自治県ボルツァーノ」を併記するとの制限付きであった⁴⁷⁾。

以上から、SSB の地域史理解は、ドイツ語集団に特化されたチロール史に則ったものであり、したがってドイツ語集団側に立つものであるといえる。

4. 3 SSB によるジークムンツクローン集会の叙述

では、4.2 で見たような歴史認識を持つ SSB は、第二次世界大戦後南チロールにおける自治確立の契機となった歴史上の出来事である、1957 年のジークムンツクローン⁴⁸⁾での南チロール人民党 SVP による集会を、現在の視点からど

のように叙述しているのかを分析する。この演説会は、南チロルの政権与党である SVP が開催したものである。SVP は、これを「(前略) トレントからの分離を党の名において宣言し、その後の南チロル政治を決定づけた」⁴⁹⁾としている。

ここで、ドイツ語集団の 1957 年に至るまでの状況について触れておく。1946 年にパリ協定が締結されて以来、オーストリアが保護供与国とされたものの、国境は変更されなかった。他方、1948 年にはイタリア憲法が定められ、トレント・アルト・アーディジェ自治州が発足するなど、南チロルのドイツ語集団にとって自治権はまだ確立したとはいえなかった⁵⁰⁾。南チロル地域はトレント県と共同で自治州を構成することになり、州全体ではドイツ語集団には数的な不利が生じていた。加えて、ドイツ語集団は公務員の不公平な採用などにも不満を持っていた。1957 年 10 月半ばにはイタリア政府からボーツェン市長宛に住居供給目的での補助金投入とボーツェンに大規模な公的居住地域の建設が決定されたとの知らせがあった。これによってボーツェンでイタリア系の住民が急増するのではないかという不安がつのるなど、ドイツ系住民は、自らが置かれた社会状況に危機感を抱いた⁵¹⁾。この住宅問題が主な契機となって、ジークムンツクロン集会が開催された。

SSB がこのジークムンツクロン集会を南チロル政治史の重要事項ととらえていることは、SSB が組織として発足する前であるにもかかわらず、ジークムンツクロン 50 周年を記念して地域の歴史家に射撃者による回想を交えた歴史書『ジークムンツクロンの日』の執筆をルーンに依頼したことや、SSB 傘下の地域射撃協会の会員による回想録 Schützenbezirk Brixen で、SSB 発足の前史としてジークムンツクロンに触れていることから明らかである。

SSB は、南チロル人民党が「トレントからの分離」をスローガンとして⁵²⁾自治の実現に向けて大きな契機となったとされるこの集会について、別の主張の存在を指摘する。代表的なものは「ローマからの分離」や「チロルをチロル人に Tirol den Tirolern!」といったスローガンである。『ジークムンツクロンの日』では、南チロル人民党によるトレントからの分離というスローガ

ンにとどまらず、ローマからの分離にも期待が寄せられたことが指摘されている⁵³⁾。ジークムントクロン演説については、その後の研究で「(当時の)新しいオーストリア外相クライスキーが南チロルのドイツ語集団の要求を取り上げなかったため、県自治を望む『現実派』と自決を望む『ユートピア派』の摩擦は不可避となった。」とされているように、ドイツ語集団の中に主張の相違があり、それが後の政治にも影響を与えたとの指摘がある⁵⁴⁾。

次に、射撃者の回想を通して、ジークムントクロンとそこでの主張について見る。オーバーマイス射撃中隊 (Schützenkompanie Obermais) の功労者で、同中隊の名誉会員であるミッターホーファー (Sepp Mitterhofer) は、この集会を以下のように回想している。『『トレントからの分離』のスローガンは、南チロル人民党の公的なスローガンであったから非常に目についた。そのほかにも多くのスローガンは『南チロルに自決を (Selbstbestimmung für Südtirol)』、『チロルをチロル人に』、『危機に瀕した民族 (Volk in Not)』、『我々に正義を (Gibt uns Recht)』などである。ミッターホーファーは「この集会での演説については、別の視点から見なくてはならない。」とも言及している⁵⁵⁾。これらの発言から、ジークムントクロン集会において「トレントからの分離」に収束されない主張が展開されていたことこそが、SSB にとって重要であるととらえられているといえる。

以上に見るように、SSB は、「ドイツ語集団には、県自治だけではなく、それを超えた主張も存在した」という点に着眼している。ここから、ドイツ語集団内部での自治以外の「ローマからの分離」や「チロルをチロル人に」等の要求があったと指摘し、むしろ后者の諸要求を重要視していることがわかる。

本章で扱った 1950 年代後半の言説が、その後 SSB 内でどのように継承されたかについては、さらに精査する必要がある。しかしながら本章では、SSB が現時点において、1950 年代後半にローマからの分離またはチロルの統一を視野に入れた主張の存在を重視する歴史理解を行っている点を指摘したい。

第4章では、SSBの分析を通して以下のことが明らかになった。SSBは、自由意志で加盟可能な協会の形態をとっているが、事実上イタリア語集団出自の者は加盟ができないなど、ドイツ・ナショナルな傾向を示す。さらに、彼らのチロル地域史理解は、英雄ホーファーとチロルの特殊性を結節点として、ドイツ系チロルの地域枠組みを自明の前提としている。さらに、第二次世界大戦後ドイツ語集団の存続をはかる手段として、「トレントからの分離」すなわち「県自治」の獲得と拡充だけではなく、「ローマからの分離」「チロルの統一」、さらには「自決」といったイタリア国家からの分離の方向性を持つ構想が存在し、SSBは後者を積極的に評価していることがわかった。

SSBの記念冊子には、首脳の回想として「チロルの統一が射撃者の至高の目的であり、そのために40年間様々な努力がなされてきた」⁵⁶⁾という発言が見られる。本章で扱った1950年代末の「チロルの統一」や「ローマからの分離」といったスローガンを、SSBが現在まで継続したか、SSBがドイツ語集団、イタリア語集団、ラディン語集団が混在する南チロル社会においてどのような位置を占めてきたかについては、稿を改めて論ずることとする。

同時に、国家やヨーロッパ連合内での枠組みの変容に対するSSBの対応についても検討を要する。オイローパレギオーンの設立とそれに伴う社会状況の変化への対応の例として、イタリア語集団の射撃協会との統合がある。南チロル自治県のドイツ文化局を介して、ヴェルシュ・チロルの射撃協会、南チロルの射撃協会であるSSB、そしてオーストリア側のチロルの射撃協会の三者を統合し一つの射撃連盟とする提案が、3連盟と県文化担当大臣のもとで検討されている⁵⁷⁾。国境を越えた地域間協力を形成するにあたり、SSBがどのような構想をもって対処していくかについても、機会を改めて考察する。

5. 結論

両大戦後、イタリアおよびヨーロッパにおける国境のあり方が変容する過程において、南チロルのドイツ語集団はどのようにして集团的アイデンティティを維持してきたか、あるいは変化する状況にどのように対応しようとし

ているのか。本稿では、地名論争と射撃連盟という二つの事例を通して、考察を行った。地名論争については、まず、歴史的先住性による地名の正当化を指摘できる。この点ではドイツ語集団とラディン語集団は同等であり、これはトロメイの人工地名の再考ないし否定につながる。次に、自治法を基準とする、法制の希求がドイツ語集団に見られる。そして、言語集団間の共生に向けた歩み寄りと思われる動きがある。ボーツェン市のドイツ語集団にちなんだ道路名の導入や、道標における市町村名の二言語表示容認はこれである。

一方、射撃連盟分析で確認できたように「自治確立」ではなく「ローマからの分離」「自決」という言説のもと、言語集団と結びついた地域歴史性を強く志向する方向性があることがわかった。ただし、射撃連盟をめぐる近年の動向の中には、いままでとは違う地域概念、すなわちトレント県、ヴェルシュ・チロールも含めた地域を想定したアイデンティティの創造がなされつつある。ここでは行政が媒介となっている。

EUの地域政策のもと、越境する地域振興が進みつつあるが、それは同時に言語集団の共生を強めている。その結果、言語集団を超えて回帰する「チロール」、すなわちトレント県、南チロール、チロール州を包括する地域アイデンティティが形成されつつあると言えるのかもしれない。これに関しては、政治だけでなく文学などを含めた学際的視点からの研究が求められるであろう。さらにイタリア語集団やラディン語集団からの考察が必要であることは言うまでもない。

注

- 1) この研究は、今井敦氏(九州工業大学)の発案で2010年に発足させた南チロール研究会の活動の一部である。
- 2) Autonome Region Trient-Südtirol. イタリア語名はトレンティーノ・アルト・アーディジェ州(Autonoma Regione Trentino-Alto Adige)。表記はドイツ

語形を優先する。なお、Tirolは日本でなじみのあるチロルと表記する。

- 3) Leidlmaier (1958)による。なおラディン語はアルプスに先住するラディン人が使用する言語で、スイスのレトロマン語と方言関係にある。
- 4) イタリア語の公用化、ポーツェン南部への工業地域建設、イタリア人の移民、ドイツ語およびラディン語集団の国籍選択などが行われた。
- 5) 南チロルでは、国勢調査時にどの言語集団に所属するか申告することになっている。61年の調査時には、日常使用する言語を問う形であった。なお、前回2001年の調査時には、言語集団を問うことに関して、個人情報の取り扱いをめぐる議論となった。
- 6) 正式な名称は Dekret des Präsidenten der Republik vom 31. August 1972, Nr. 670 で、トレント・南チロル州特別法とも言う。
- 7) 歴史的少数言語保護法 1999年12月15日第482号法。これによりトレント県に居住しているドイツ語集団、ラディン語集団が法的に認知された。山川 (2002)。
- 8) オーストリア憲法第8条(2)は、「共和国(連邦、州および市町村)は、先住の民族集団において現れる、発展してきた言語的文化的多様性を認める。言語と文化、この民族集団の存在と保護は、留意され、保障され、支援されなければならない」と規定しているが、これに対し、次のような保護規定の記載を提案(Nr.80/PET)した。
 1. オーストリア共和国は、歴史的に発展してきたオーストリア内の民族集団を認識し、そしてオーストリアと歴史的に結びついたドイツ語を使用する少数集団、とりわけ南チロル人の保護と支援も行う。
 2. オーストリア共和国は、チロル州から分離した、ドイツ語ならびにラディン語を使用するチロル人の自己決定権の保障、そして、国際法上に基づく南チロル人の特別な保護に関与する。(http://www.parlament.gv.at/PAKT/VHG/XXII/I/I_01610/fname_066728.pdf)
- 9) 南チロルのドイツ語日刊紙ドロミテ (Dolomiten) 2007年7月17日。
- 10) 2007年10月30日ドロミテ紙。

南チロールにおけるドイツ語系住民の集団的アイデンティティに関する一考察
(山川和彦・鈴木珠美)

- 11) 2009 年より「自由の人民」Popolo della Libertà となる。
- 12) ロマンズ語圏のチロールの意味でトレント県をさす。
- 13) CENSIS(1997):Identität und Mobilität der drei Sprachgruppen in Südtirol,Rom.
- 14) 2006 年 9 月 6 日 ドロミテ紙。南チロールでは基礎学校から高校まで言語ごとの学校が開校されている。ドイツ語集団が多数を占める地域ではドイツ語学校しか開設されていないところもあるが、児童は母語により学校を選択することになる。
- 15) 南チロール統計局の ASTAT INFO Nr.9 2010 年 3 月。
- 16) 例えば Sankt Georgen は San Giorgio, Mittelberg は翻訳して Monte di Mezzo と表記。1970 年代に南チロールの民俗・地名審議会は、市町村名・地区名の中でイタリア語形がもともとからあるものは 30 にすぎないことを確認した。
- 17) これらの規定の解釈が問題となる。パリ協定にある topographic naming という表現（翻訳によるドイツ語形 Ortsnamegebung, イタリア語形 nomenclatura topografica）は、すでに存在する地名に対する二言語表記を定めたものではなく、新たに命名する地名に対しての記載であるという議論が生じてくるのである。多くの歴史的地理空間には名称がつけられていることから、この解釈をとれば新たに命名される地名少なく、この法文面を根拠とした議論は拮抗してしまう。
- 18) ドロミテ紙には、キューエバッハー（Egon Kühebacher）による考え方の論説が何度も掲載されている。2003 年 8 月 7 日、2006 年 1 月 24 日など。
- 19) ドロミテ紙 2005 年 10 月 18 日。
- 20) ドロミテ紙 2006 年 11 月 23 日。
- 21) ドロミテ紙 2009 年 8 月 24 日。
- 22) ドロミテ紙 2010 年 6 月 28 日。
- 23) 南チロール広報資料 2010 年 7 月 8 日
http://www.provinz.bz.it/lpa/285.asp?redas=yes&aktuelles_action=4&aktuelles_article_id=333222、2010 年 10 月 1 日ダウンロード。

- 24) 南チロル広報法資料 2010年9月22日
http://www.provinz.bz.it/lpa/285.asp?redas=yes&aktuelles_action=4&aktuelles_article_id=338500、2010年10月1日ダウンロード。
- 25) 地名に関する法案は、2006年以後各政党によって提出されてきた。国民連合は 06年9月7日法案(Langesgesztzentwurf,Nr.106/6)、以後、緑の党(2007年9月25日 Nr.143/07)、南チロル人民党(2007年9月26日 Nr.144/07)、南チロル連合(Union für Südtirol, 2007年10月1日 Nr.145/07)と提出した。
- 26) このスローガンは 19世紀末にハプスブルク帝国の汎ドイツ主義者であるシェーネラー(Georg Schönerer)が唱えたものである。南塚信吾編『ドナウ・ヨーロッパ史』山川出版社、1999年、238-239頁。
- 27) SSB ウェブサイト、2009年4月27日記事。ダウンロード 2009年5月5日。
- 28) SSB ウェブサイト、ダウンロード 2010年10月11日(以下、2010年規約とする)。
- 29) 2010年規約。この部分は、2009年9月から2010年10月までの間に追加された項目である。
- 30) SSB ウェブサイト「統計」、ダウンロード 2010年9月11日。
- 31) SSB ウェブサイト「規約」、ダウンロード 2010年10月11日。
- 32) 2010年規約。
- 33) 2010年規約。
- 34) “Geschichte trifft Zukunft”(www.1809-2009.eu)。ボーツェン=南チロル自治県とオーストリアのチロル州が合同で作成した報告書“Geschichte trifft Zukunft: Kulturberichte 2009 aus Tirol und Südtirol”によれば、チロルの防衛に貢献した英雄アンドレーアス・ホーファー(Andreas Hofer)が中心テーマに据えられ、博物館での展示や、若い世代も参加して劇の上映が行われた。
<http://www.provinz.bz.it/kulturabteilung/kultur/1146.asp>、ダウンロード 2010年10月3日。

- 35) ラディン語話者に関しては、ドイツ語話者の加盟者にくらべて年次報告での扱いが少ない。2007年と2008年の年次報告を見る限りドイツ語のみで著され、ラディン語の併記はない。2007年の年次報告にはラディンの射撃協会からの報告は掲載されていない。SSB Jahresbericht 2008, S.7.ダウンロード2010年9月29日。
- 36) 2010年規約前文。
- 37) 50 Jahre, S.9、およびSSBウェブサイト「歴史」ダウンロード2010年9月11日。
- 38) 佐久間大介(2007)「18世紀のチロールにおける『愛邦主義』的言説」、『東欧史研究』第29号、33-34頁。ただし佐久間は最近の研究成果を踏まえて、18世紀末のバイエルン継承戦争を例に、チロール農民の特権は農奴制が支配的で農民が領邦議会に参加しないハプスブルク君主国の東部諸領邦に比してのものであるとの留保を付けている。
- 39) 50 Jahre, S.8. SSBウェブサイトでは、同義のBefreiungskriegeとされている。
- 40) 2010年規約。
- 41) 佐久間(2007)はチロールの独自性を強調する言説を述べ、18世紀には、いわゆる民族的な区分によるものではないとの留保はあるものの、すでに「(1)武装・防衛能力、(2)地理的位置、(3)農民の地位」の3つがチロールの特殊性を形成していたとする。また、コール(Laurence Cole)は、アンドレーアス・ホーファーの記念碑建立や記念祭といった「ホーファー・カルトHofer-Kult」を軸として、複数あった「チロールの」アイデンティティがドイツ系の事実上ほぼ「ドイツチロール人*Deuschtiroler* (強調原文ママ)によって独占された」とする。Cole(1998): „Ein Held für Wen?“ Andreas Hofer-Denkmäler in Tirol im 19. Jahrhundert, in: Stefan Riesenfellner(Hg.) Steinernes Bewußtsein I, S.54. SSBも、故郷の防衛というチロールの特殊性とホーファーを重要視する点において、伝統的なチロール史理解に立脚している。

- 42) 40 Jahre, S.7. さらに、SSB の設立メンバーには、後の 1960 年代にドイツ語集団の要求を主張するテロに関わったクロッツ (Georg Klotz) も加わっていた。Schützenbezirk Brixen, S.18.
- 43) 40 Jahre S.7, S.11.
- 44) 40 Jahre S.7.
- 45) 50 Jahre S.8.
- 46) 長場真砂子「オーストリアーハンガリー帝国の崩壊とドイツ系オーストリアにおける新国家設立に関する一考察」『東欧史研究』第7号(1984年)、49-86頁。Mock(2005)。
- 47) Heiss(2000) S.85 ff.
- 48) 1957年、ボーツェン近郊のジークムンツクロン城で、南チロル人民党による3万5千人規模の演説会が開催された。
- 49) SVP60周年特設ウェブサイト。 <http://www.60jahre-svp.org/zeitleiste/1957.html>, ダウンロード2010年4月14日。
- 50) Alcock(1970) pp.271-289.
- 51) Steininger(1997) S.482. および Alcock(1970) pp. 289-291.
- 52) Alcock(1970) p.291.
- 53) Lun(2007) S.43.
- 54) Steininger(1997) S.480.
- 55) いずれの発言も Lun(2007) S.68-69.
- 56) 40 Jahre, S.25.
- 57) Autonome Provinz Bozen-Südtirol, Landesregierung Pressemitteilung, 2010/09/24, ダウンロード2010年10月3日。

参考文献

- Alcock, Antony Evelin(1970): The History of South Tyrol Question, London.
- Cole, Laurence (1998): „Ein Held für Wen?“ Andreas Hofer-Denkmal in Tirol

南チロルにおけるドイツ語系住民の集団的アイデンティティに関する一考察
(山川和彦・鈴木珠美)

- im 19. Jahrhundert, in: Stefan Riesenfellner (Hg.) Steinernes Bewußtsein I, S.31-61.
- Delle Donne, Giorgio(1993):Die Südtirolfrage 1955-1972, in:Anton Pelinka und Andreas Maislinger(Hg.) Handbuch zur neueren Geschichte Tirols:Band 2 Zeitgeschichte, 1. Teil Politische Geschichte, Innsbruck, S.449-466.
- Heiss, Hans(2000): Man pflegt Südtirol zu sagen und meint, damit wäre alles gesagt, in: Geschichte und Region/ Storia e regione, 9. Jg., S.85-110.
- Kurth, Winfried/Berghold, Josef (2006):Gruppenfantasien im Umfeld des “Siegesplatz”-Konfliktes in Bozen. Jahrbuch für Psychohistorische Forschung, 7.
- Leidmaier, Adolf (1958):Bevölkerung und Wirtschaft in Südtirol. Tiroler Wirtschaftstudien 6.
- Mock, Hubert(2005): „Bozen und Meran war immer Österreichs Gedankengut“ Anmerkungen zur Geschichte des Südtirol-Bildes in Österreich, in:Emil Brix/Ernst Bruckmüller/Hannes Stekl (Hg.), Memoria Austriae II: Bauten, Orte, Regionen, Wien.
- Rautz,Günter(1999): Die Sprachenrechte der Minderheiten, Baden-Baden.
- Steininger, Rolf(1997): Südtirol im 20. Jahrhundert, Innsbruck.
- 佐久間大介(2007):「18世紀のチロルにおける『愛邦主義』的言説」、『東欧史研究』第29号、26-47頁。
- 長場真砂子(1984):「オーストリアーハンガリー帝国の崩壊とドイツ系オーストリアにおける新国家設立に関する一考察」、『東欧史研究』第7号、49-86頁。
- 山川和彦(1999):「南チロルの地名論争に関する社会言語学的一考察」、『学習院大学ドイツ文学会 研究論集』3、119-138頁。
- 山川和彦(2002):「トレンティーノ・南チロル州特別法改定と言語集団規定」、『麗澤大学論叢』13、71-84頁。

南チロル射撃連盟刊行物(一次資料)

Südtiroler Schützenbund(1998): 40 Jahre Südtiroler Schützenbund 1958–1998.

Und kommt der Feind in's Land herein... Eine Chronik, Brixen.

Südtiroler Schützenbund(2008): 50 Jahre Südtiroler Schützenbund. Es lebt der Schütze froh und frei..., Bozen.

Lun,Margareth(2007): Der Tag von Sigmundskron- Eine Kundgebung macht Geschichte 17. November 1957, Bozen.

Schützenbezirk Brixen (2008): Schützen Geschichte und Erinnerung : Kriegerdenkmäler im Bezirk Brixen 50 Jahre Schützenbezirk Brixen, Brixen.

参考ウェブサイト

南チロル射撃連盟 <http://www.schuetzen.com/>

ポーツェン-南チロル自治県ドイツ文化局
<http://www.provinz.bz.it/kulturabteilung/>

